

労働・助成金情報 特急便

第 143 号 (2024 年 12 月)

深川経営労務事務所
社会保険労務士 深川 順次
〒812-0014
福岡市博多区比恵町 11-7-701
TEL : 092-409-9257
FAX : 092-409-9258

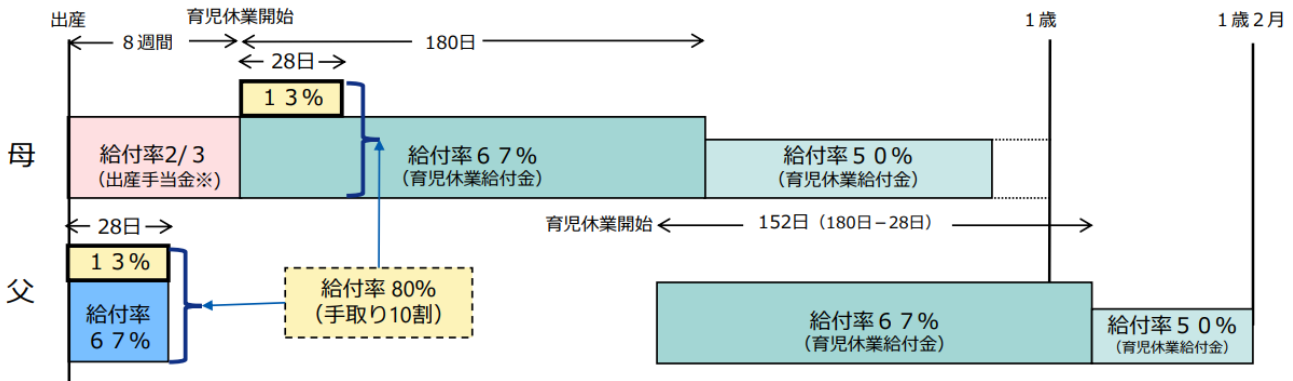
令和 7 年 4 月 1 日から雇用保険法、子ども・子育て支援法の一部が改正されます。教育訓練やリスキング支援の充実、出生後休業支援給付・育児時短就業給付の創設などがはじまります。今回は、新しく創設される制度と 4 月から一部変更になる育児休業の延長手続き等について紹介します。

<出生後休業支援給付>

雇用保険の被保険者とその配偶者の両方が、男性は子の出生後 8 週間以内、女性は産後休業後 8 週間以内に 14 日以上の子育て休業を取得する場合に、最大 28 日間、休業開始前賃金の 13% が上乗せ給付され、給付は 80% となります。

(配偶者が専業主婦 (夫)、ひとり親家庭の場合は、配偶者の育児休業の取得は不要。)

○育児休業給付の給付イメージ



※健康保険等により、産前 6 週間、産後 8 週間について、過去 12 ヶ月における平均標準報酬月額額の 2/3 相当額を支給。

■ 手続き時期

育児休業給付金の初回申請または出生時育児休業給付金の申請と同時に行う。

<育児時短就業給付>

雇用保険の被保険者が、2 歳未満の子を養育するために、時短勤務をしている場合に給付されます。支給額は、時短勤務中に支払われた賃金額の 10% です。

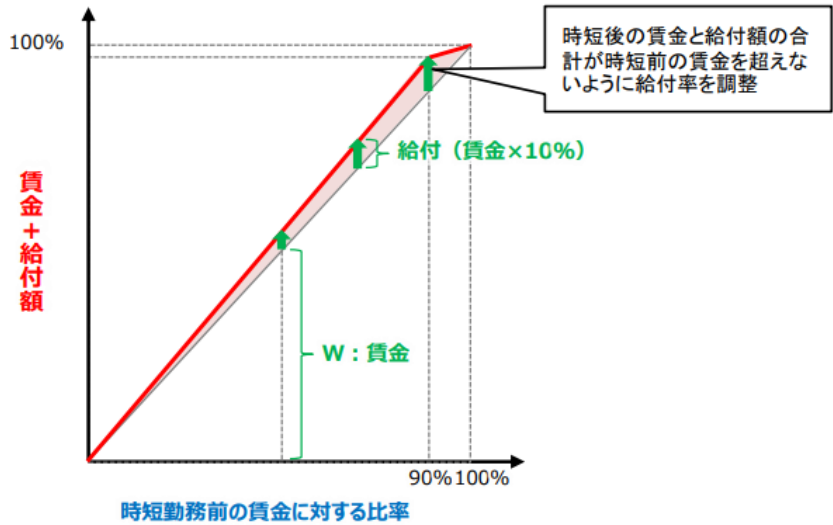
■ 手続き時期

初回の申請は支給対象月の初日から 4 か月後までに行う。

初回の支給申請までに「雇用保険被保険者休業開始時賃金月額証明書・所定労働時間開始時賃金証明書」を提出する。育児休業給付に係る育児休業終了後に引き続き同一の子について育児時短就業を開始した

ときは提出不要。育児時短終業給付の初回の支給申請と同時に提出することも可能。

○育児時短就業給付の給付イメージ



<育児休業給付金の延長手続きの変更>

保育所等に入れなかったことを理由とする育児給付金の支給対象期間延長の手続きに必要な書類が変わります。育児休業給付金は、最長で子が2歳まで給付されます。

■ 保育所等の申込日付や入所希望日の要件

- ① 市区町村への保育所等の入所申込みは、子が1歳に達する日までに行っている。
- ② 入所希望日を、子が1歳に達する日の翌日以前の日付に入所申込を行っている。
※1歳6か月以降の延長の場合は、「子が1歳6か月に達する日の翌日以前」

■ 必要書類

- ① 育児休業給付金支給対象期間延長事由認定申告書（被保険者本人が記入）
- ② 市区町村に保育所等の利用申し込みを行った時の申込書の写し（すべてのページ）
- ③ 市区町村が発行する保育所等の利用ができない旨の通知（入所保留通知書・入所不承諾通知書など）

②に関しては、市区町村の受付印は不要ですが、内容を途中で変更した場合は変更後の申込書の写しを提出します。また、入所保留となることを希望する旨の書類を提出している場合は、その書類の写しも提出します。

～その他の令和7年4月からの改正点～

● 自己都合離職者の給付制限の見直し

現在、自己都合で離職した場合、失業給付の受給をする際に待期満了の翌日から原則2か月間（5年以内に2回を超える場合は3か月）の給付制限期間があります。

→給付制限期間を1か月に短縮（5年以内に3回を超える場合は3か月）

● 高齢雇用継続給付の給付率引き下げ

現在、15%の支給 → 10%の支給に変更

参考サイト：厚生労働省ホームページ『令和6年雇用保険制度改正(令和7年4月1日施行分)について』

リーフレット：『2025年4月から保育所等には入れなかったことを理由とする育児休業給付金の支給対象期間延長手続きが変わります』